



家庭への支援・助成



各家庭の事情や経済状況にあわせて、安心して子育てができるように、様々な支援を用意しています。ぜひご活用ください。

手当・助成

★ 児童手当

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 📠 963-3987

支給月額

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上から高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)まで	10,000円	

※児童の人数は22歳到達後の最初の年度末までの者で数えます。

支払時期

4月(2～3月分が対象)、6月(4～5月分が対象)、8月(6～7月分が対象)、10月(8～9月分が対象)、12月(10～11月分が対象)2月(12～1月分が対象)

*各期とも10日に支払います。ただし、金融機関休業の場合、直前の営業日が支給日となります。

受給資格者

高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育している父母、または養育者(父母がいない場合)

※受給資格者は所得の高いほうの方(生計の中心者)です。

注 意

申請月の翌月分から支給対象となり、さかのぼって支給することはできませんので注意してください。

手続き

子ども福祉課、北部・南部出張所の窓口で申請してください。

※公務員は勤務先で申請

※出生、転入、児童手当未申請の方など

必要書類

☐ 受給資格者の健康保険証の写し
(厚生年金加入で3歳未満の児童がいる場合)

☐ 受給資格者名義の口座内容のわかるものの写し

☐ 受給者と配偶者のマイナンバーカード

※書類審査後、別途書類の提出を依頼する場合があります。

広 告

家庭への支援・助成

買いたい

売りたい

建てたい

リフォーム

相 続

◆新築戸建て仲介手数料無料
(一部、無料対象外の物件もございます。詳しくはお問合せください)

地元密着にこだわり50年

埼玉相互住宅株式会社

◆未公開情報、随時あり
まずはお気軽にご希望条件などをお聞かせください。
インターネットではわからない事がございます。

東越谷店
☎ 048-964-1400
埼玉県知事免許(14)第6157号 越谷市東越谷3-17-4

市外局番は ☎ 048 です

こしがや 子育てガイドブック 55

★ こども医療費

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 📠 963-3987

お子さんが病気やケガなどで医療機関に支払った医療費の一部を、越谷市が保護者の人に支給します。

支払対象

入院・通院分とも…高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童

支払方法

- 県内医療機関…窓口負担なし
窓口で資格証と健康保険証を必ず提示してください。
- 県外医療機関(一部県内)…窓口支払後、申請書を提出してください。

対 象 高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育している方

注 意 保険外の医療費と入院時の食事療養費は自己負担です。

手続き 子ども福祉課または北部・南部出張所の窓口で申請してください。
※出生、転入、資格未登録の方など

必要書類

- ☐ お子さんの健康保険証
 - ☐ 申請者名義の預金通帳
- ※申請者はお子さんを養育している父母等

★ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 📠 963-3987

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸付する制度です。

対 象

1. 母子家庭の母及び父子家庭の父(原則として生計中心者)
2. 父母のいない20歳未満の子
3. 寡婦(一部所得制限あり)
4. 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方
5. 1及び3に該当する方の子

注 意 審査の上、貸付を決定します(審査前に面談があります)。承認されない場合もあります。

手続き 子ども福祉課にてご相談ください。

必要書類

戸籍謄本などが必要ですが、貸付を受ける資金によって必要書類が異なりますので、子ども福祉課の窓口でご相談ください。

★ 児童扶養手当

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 📠 963-3987

母子家庭や父子家庭、父または母と生計を同じくしていないお子さんを育てている方や、お子さんを育てている父または母に一定の障がいがあるときに支給される手当です。支給額は所得額と児童数によって異なります。

対 象 高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育している方
※一定の障がいのあるお子さんは20歳未満

注 意 所得制限あり

手続き 子ども福祉課の窓口で申請してください。

必要書類

戸籍謄本などが必要ですが、手当を受ける人の支給要件によって必要書類が異なりますので、子ども福祉課の窓口でご相談ください。

★ひとり親家庭等医療費

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 📠 963-3987

母子家庭や父子家庭、父または母と生計を同じくしていないお子さんを育てている方や、お子さんを育てている父または母に一定の障がいがある家庭の方は、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部を支給します。

支払対象

入院・通院分とも…高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)までの児童及び養育している方
※一定の障がいのあるお子さんは20歳未満(お子さんについては18歳になる年の年度末まではこども医療が適用されます)

支払方法

- 県内医療機関…窓口負担なし
窓口で資格証と健康保険証を必ず提示してください。
- 県外医療機関(一部県内)…窓口支払後、申請書を提出してください。

対 象 支払対象の児童を養育している方

注 意 所得制限あり

手続き 子ども福祉課の窓口で申請してください。

必要書類

健康保険証、戸籍謄本などが必要ですが、手当を受ける人の支給要件によって必要書類が異なりますので、子ども福祉課の窓口でご相談ください。

★自立支援医療(育成医療)

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

現在身体に障がいがある、またはそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対し、手術等でその症状が軽くなると認められる場合に、その医療費の一部を市が負担します。

注 意 所得制限あり

手続き 事前に子ども福祉課の窓口で申請してください。

★特別児童扶養手当

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給します(支給額は改定される場合があります)。

1人あたり支給額(月額)

1級 55,350円 2級 36,860円

対 象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している方

注 意 所得制限あり

手続き 子ども福祉課の窓口で申請してください。

必要書類

手当を受ける方の支給要件によって必要書類が異なりますので、子ども福祉課の窓口でご相談ください。

広 告

内科・小児科 胃腸内科 神経内科 小島医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前8:30~12:00	●	●	●	/	●	●
午後3:00~ 6:00	●	●	●	/	●	/

休診：木曜・土曜午後・日曜・祝日

駐車場あり
越谷市東越谷2-6-1

TEL.048-962-8400

市外局番は ☎ 048 です

★ 児童の心臓手術費等助成

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

18歳未満の児童が心臓手術をする場合、手術にかかる各種保険制度等により給付される医療費を除く自己負担金(最高15万円)について助成します。

対 象 市内に6か月以上在住の方

注 意 所得制限あり

手続き 事前に子ども福祉課の窓口でご相談ください。

★ 小児慢性特定疾病医療費給付制度

問 感染症保健対策課(保健所) ☎ 973-7531

児童等の慢性疾病のうち、国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を市が助成し、ご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

対 象

以下の項目すべてに該当する方が対象となります。

①小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしている方

②越谷市に住民登録を有する方で、申請時点で下記の年齢である方

- 新規申請の場合…18歳未満の方

(18歳の誕生日の前日まで)

- 継続申請の場合…20歳未満の方

(20歳の誕生日の前日まで)

③国民健康保険、社会保険等何らかの医療保険に加入している方

生活保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている場合は対象となります。

手続き

感染症保健対策課の窓口で申請してください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。

★ パパ・ママ応援ショップ

問 埼玉県子ども政策課 ☎ 048-830-3343

子ども施策推進課 ☎ 963-9165

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると、割引などのサービスが受けられます。

※協賛店舗には、協賛ステッカー等が掲示されており、協賛店ごとにサービスは異なります。

対 象 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもと妊娠中の方がいる家庭

手続き

①スマートフォンにて「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を取得してください。

②紙カードをご希望の方は、下記の窓口までお越しください。

子ども施策推進課、北部・南部出張所、児童館コスモス、児童館ヒマワリ、市民活動支援センター、パスポートセンター、保健センター

注 意

- カードの裏面にご家族のお名前等を記入してお使いください。

- お名前等が記入されていないカードは使用できません。

- カードを第三者に譲渡、貸与することはできません。

- 有効期限を確認してください。

★ 未熟児養育医療給付制度

問 健康づくり推進課(保健センター) ☎ 960-1100

身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

病院は指定養育医療機関である必要があります。

また、世帯の市町村民税額に応じて自己負担額が生じます。

対 象

①出生時体重が2,000グラム以下あるいは身体の発育が未熟で生まれた乳児で、医師が入院養育を認めた場合。

②越谷市に住民登録を有する方。

手続き

健康づくり推進課の窓口で申請してください。必要書類は市ホームページにてご確認ください。

就労支援

★ ハローワーク越谷

問 ハローワーク越谷 ☎ 969-8609

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供しています。

予約制・担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制により職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

子ども連れで来所しやすい環境の整備

ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談が行える十分な相談スペースの確保(保育士はおりません)

対 象

子育て中の方、子育てを終えてこれから働きたいとお考えの方など、仕事と家庭の両立を目指す方、早朝に再就職を目指す方(男女問わず)

利用時間

平日：午前8時30分～午後5時

手続き

ハローワーク越谷総合受付で、マザーズコーナーご利用希望を申し出てください。

★ ひとり親家庭への自立支援

問 子ども福祉課 ☎ 963-9166 ☎ 963-3987

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

就労に結びつきやすい教育訓練講座及び実情に応じて適当と認められる講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部が支給されます。

対 象

- 市内に住所を有する母子家庭の母と父子家庭の父
- 児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準の方
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方
- 適職に就くために教育訓練を受けることが必要であると認められること

高等職業訓練促進給付費

看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関等で修業する場合に生活費として、一定期間支給されます。

対 象

- 市内に住所を有する母子家庭の母と父子家庭の父
- 児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準の方
- 資格取得のための養成機関における一定以上のカリキュラムを修業しており資格の取得が見込まれること
- 就業又は育児と修業を両立させることが困難な方

家庭への支援・助成



注 意 対象要件は制度改正により変更することがあります。母子家庭等自立支援教育訓練給付金は上限額があります。また、給付金の対象にならないものがあります。高等職業訓練促進給付費支給は世帯の課税状況によって異なります。

手続き 子ども福祉課にて事前に相談ください。

★ ほっと越谷

問 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

☎ 970-7411 ☎ 970-7412

🌐 <https://hot.koshigaya-center.jp/>



育児休業取得中の女性を支援する講座の開催

女性の再就職に関する講座の開催

女性の起業支援に関する講座の開催

対 象 育児休業中の女性、働き続けるためのスキルアップをしたい女性、再就職を希望する女性、起業を考えている女性等

注 意 託児室を可能な限り設置しています。講義とワークショップ形式の講座です。



障がい児支援

★ 身体障害者手帳

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 ☎ 963-3987

病気やけがなどにより、身体障害者福祉法に定める障がい(1級～6級)がある方に、申請により手帳を交付しています。手帳を取得することによって、各種福祉サービスを受けることができます。

対 象 身体障害者福祉法に定める障がい(1級～6級)がある方

手続き 子ども福祉課の窓口でご相談ください。

必要書類 ☐ 所定の診断書などが必要です。

★ 療育手帳

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 ☎ 963-3987

知的障がいのある方に、申請により交付される手帳です。程度により最重度㊤、重度A、中度B、軽度Cの4段階に区分されており、各種福祉サービスを受けることができます。

対 象 知的障がいのある方

手続き 子ども福祉課の窓口でご相談ください。障がいの判定は、18歳未満は児童相談所で行います。



★ 精神障害者保健福祉手帳

問 障害福祉課 ☎ 963-9164 📠 963-9171

精神疾患(てんかん、高次脳機能障がい、発達障がいなども含む)があり、初診から6か月以上経過し、精神保健福祉法に定める程度の障がい(1～3級)がある方に、申請により交付されます。

対 象 精神保健福祉法に定める程度の障がい(1～3級)がある方

手続き 障害福祉課の窓口でご相談ください。

必要書類 ☒ 所定の診断書などが必要です。

★ 各種割引等

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

手帳の提示によりタクシー、鉄道、バス、航空運賃、有料道路通行料の割引が受けられる場合があります。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

★ 給付

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

通所給付

児童発達支援、放課後等デイサービス等

介護給付

居宅での介護、行動援護、短期入所等

補装具費の支給

障がい内容、程度、必要性に応じて補装具の購入、修理に要する費用の一部が支給されます。

日常生活用具の給付

日常生活が円滑にできるよう障がいの内容、必要性に応じて日常生活用具が支給されます。

対 象 18歳未満の障がいがある子どもを育てている方

注 意 一部自己負担があります。

手続き 年齢障がい等の条件によって異なりますので子ども福祉課の窓口でご相談ください。

★ 手当

問 子ども福祉課 ☎ 963-9172 📠 963-3987

重度心身障害者手当

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(㊤、A)、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方に月額5,000円、療育手帳(B)、精神障害者保健福祉手帳2級を持っている方に月額3,500円が支給されます。

障害児福祉手当

20歳未満で、身体障害者手帳(1級及び2級の一部)や療育手帳(㊤)相当の障がいのある方および精神等に同程度の障がいがある方に月額15,690円が支給されます(支給額は改定される場合があります)。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給されます。1級は月額55,350円、2級は36,860円が支給されます(支給額は改定される場合があります)。

